

1995年犯罪被害補償法

第53章

(仮訳)

各節の配置

1. 犯罪被害補償制度
2. 補償額の算定基準
3. 請求及び給付
4. 検討
5. 控訴
6. 報告書、会計文書及び財務記録
7. 給付の不可侵性
8. 年金
9. 金銭に関する規定
10. 議会オンブズマンの管轄権
11. 議会統治
12. 1988年法にもとづく制度及び暫定的規定の破棄
13. 略称及び範囲

1. 添付資料

- 破棄内容

(以下原文 1~10 頁)

本法は、犯罪被害補償制度の確立について規定した法律である。

[1995年11月8日付]

現在召集されている議会における聖職議員、世俗議員、及び下院議員による助言、同意、及び権限にもとづき、女王陛下の命により下記のとおり成立するものとする。

1 犯罪被害補償制度

- (1) 国務大臣により、1件または複数の犯罪被害を被った人物に対する補償給付の取り決めが行われるものとする。
- (2) 上記の取り決めにおいては、とりわけ下記事項について規定した制度の確立が含まれるものとする。
 - (a) 給付対象として考慮されうる状況、及び、
 - (b) 給付対象として考慮されうる人物の分類
- (3) 同制度は、犯罪被害補償制度と命名されるものとする。
- (4) 本法においては、下記に記載される定義に従うものとする。
 - ・ 「仲裁者」とは、第5節(1)(b)項にもとづき国務大臣の任命を受ける人物を意味するものとする。
 - ・ 「給付」とは、犯罪被害補償制度の規定にしたがい給付される補償を意味するものとする。
 - ・ 「請求担当官」とは、第3節(4)(b)項にもとづき国務大臣の任命を受ける人物を意味するものとする。
 - ・ 「補償」とは、給付にもとづき支払われる補償を意味するものとする。
 - ・ 「犯罪被害」、「収入喪失」及び「特別費用」とは、特定の意味を有するものとする。
 - ・ 「制度」とは、犯罪被害補償制度を意味するものとする。
 - ・ 「制度管理者」とは、国務大臣の任命を受け、制度に定める規定(第5節(2)項に該当する規定を除く)の管理責任全般を負う人物を意味するものとする。また、

- ・ 「特定の」とは、制度にもとづく特定を意味するものとする。

2 補償額の算定基準

- (1) 給付にもとづき支払われる補償額は、制度に定める規定にしたがい算定されるものとする。
- (2) 下記に関する規定を定めるものとする。
 - (a) 傷害の性質に応じて算定されるべき補償の標準額
 - (b) 特定の場合には、収入喪失に関し算定されるべき補償の追加額
 - (c) 特定の場合には、特別費用に関し算定されるべき補償の追加額、及び、
 - (d) 死亡事故において、特定の追加額、または制度にもとづき算定される追加額
- (3) 下記にしたがい算定されるべき標準額に関し、規定を定めるものとする。
 - (a) 制度の一環として国務大臣が掲げる表（「金額表」）及び制度に定める他の関連規定
 - (b) 補償額算定の対象となっている傷害に関し、料金表において該当する規定が見当たらない場合には、制度に定める関連規定
- (4) 料金表に記載される各傷害の記述に関し、これに対し支払われるべき補償の標準額を、料金表において提示すべきものとする。
- (5) 料金表における傷害の記述は、当該傷害の性質、重症度、または傷害を被った状況など、国務大臣が適切と判断する項目の記述を含む形式にて記載されるものとする。
- (6) 国務大臣は、下記の方法にしたがい、料金表を随時改定することができるものとする。
 - (a) 料金表に記載されている傷害の記述を補筆すること
 - (b) 傷害の記述を削除すること
 - (c) 特定の傷害記述に関し支払われるべき補償の標準額として示されている金額を増減させること、または、
 - (d) 国務大臣が適切と判断する他の方法によること
- (7) 制度においては、下記事項を行うものとする。
 - (a) 特定の限度額を超えない範囲で、補償額を規定すること
 - (b) 補償に関する規定の変更につき、国務大臣が適切と判断する暫定的規定を盛り込むこと

3 請求及び給付

- (1) 制度においては、とりわけ下記に関する規定を盛り込むものとする。
 - (a) 給付の取り消し、または補償額の減額が発生する可能性のある状況
 - (b) 条件次第で行われる給付
 - (c) 特定の状況下において、その返納が求められる全部または一部の補償
 - (d) 制度にもとづき決定される場合において、信託されるべき補償
 - (e) 制度により特定の期間内に、制度にもとづき行われる請求、及び、
 - (f) 他の時間的制約の適用
- (2) 制度に定める規定にしたがい、事案に関する当事者の一方に対し、他方当事者に対する挙証責任が課される場合には、必要とされる立証基準として、民事手続きにおける立証基準が準用されるものとする。
- (3) 上記の第 (1) (c) 項にもとづく制度規定にしたがい、返納が必要な額は、国家に対する債務として回収されるべきものとする。
- (4) 制度においては、算定されるべき補償の請求額、及び下記人物による給付ならびに補償の支払いに関する規定が盛り込まれるものとする。
 - (a) 制度管理者が任命されている場合には、当該制度管理者の任命を受けた人物、または、
 - (b) 上記の目的のため、国務大臣の任命を受けた人物（「請求担当官」）
- (5) 請求担当官は、下記にしたがうものとする。
 - (a) 国務大臣が適切と判断する条件にもとづき任命されるものとする。ただし、
 - (b) 国務大臣の責務の遂行、またはその行為の代理を目的として任命されたとはみなされないものとする。
- (6) 請求担当官が下した決定は、国務大臣による決定、またはその代弁とはみなされないものとする。
- (7) 制度管理者が任命された場合には、下記にしたがうものとする。
 - (a) 国務大臣の責務の遂行、またはその行為の代理とはみなされないものとする。または、

- (b) 制度管理者またはその任命を受けた人物が下した決定は、国務大臣による決定、またはその代弁とはみなされないものとする。

4 検討

- (1) 制度においては、特定の状況下における補償の請求につき下される決定に対し、その検討に関する規定が盛り込まれるものとする。
- (2) 上記の検討を行う場合には、検討対象となっている決定を下した人物以外の人物がこれを行うものとする。

5 控訴

- (1) 制度においては、下記に関する規定が盛り込まれるものとする。
 - (a) 第4節にもとづき、制度に定める規定にしたがい検討対象となった決定に対する控訴を提起する権利、及び、
 - (b) 上記の目的のため、国務大臣の任命を受けた人物（「仲裁者」）の決定を受けるべき控訴
- (2) 制度管理者が任命される場合の責務の範囲については、本節（3）（d）（ii）項に記載される人物の責務に関する規定を除き、本節にもとづき制度に定める規定には及ばないものとする。
- (3) 制度においては、下記に関する規定が盛り込まれるものとする。
 - (a) 仲裁者が、（制度に定める規定にしたがい）控訴事案を処理する責務を有する機関のメンバーとして任命を受けること
 - (b) 上記機関のメンバーのうち1名が、国務大臣により議長として任命を受けること
 - (c) 制度に定める規定のうち、控訴制度に関する規定の管理を目的とし、国務大臣により担当者として任命を受けること
 - (d) 控訴事案に関連し、下記の人物に授与される特定の機能
 - (i) 請求担当官、または、
 - (ii) 第3節（4）（a）にもとづき、制度管理者の任命を受けた人物（4）本節にもとづき国務大臣の任命を受けた人物は、下記事項にしたがうものとする。
 - (a) 国務大臣が適切と判断する条件にもとづき任命されるものとする。ただし、
 - (b) 国務大臣の責務の遂行、またはその行為の代理を目的として任命されたとはみなされないものとする。
- (5) 仲裁者が下した決定は、国務大臣による決定、またはその代弁とはみなされないものとする。
- (6) 制度においては、仲裁者から国務大臣への提言に関する規定が盛り込まれるものとする。
- (7) 国務大臣は、仲裁者が下記に該当する場合には、随時これを解任することができるものとする。
 - (a) 刑事事件で有罪判決を受けた場合
 - (b) 破産、財産の仮差押、債権者との取り決め、債権者に対する信託証書の付与等が発生した場合、または、
 - (c) その責務を遂行する能力または資格を有さない場合
- (8) 1992年裁判所及び審理に関する法律（Tribunals and Inquiries Act 1992）[1992 c. 53.] の添付資料1（裁判所に関する評議会（Council on Tribunals）の監督に服する裁判所）においては、第2欄において犯罪被害補償に関する記述が下記のものに差替えられるものとする。
「121995年犯罪被害補償法（c 53）の第5節にもとづき任命された仲裁者」
- (9) 補償額の減額につき規定された第3節（1）（a）により委譲される権限には、控訴事案につき決定を下す仲裁官（1名または複数）により、当該控訴につき根拠がない、または訴権を乱用したものであると判断される場合に、減額を規定する権限が含まれるものとする。

6 報告、会計文書及び財務記録

- (1) 制度においては、下記に関する規定が盛り込まれるものとする。
 - (a) 国務大臣が適切と判断する人物（1名または複数）が、国務大臣に対し年次報告書を提出すること、及び、
 - (b) 当該年次報告書に関し、下記の規定にしたがうこと
 - (i) 各会計年度の終了後すみやかに提出すること、及び、
 - (ii) 当該年度中における、制度にもとづき授与された機能の運営及び活用について網羅すること
- (2) 国務大臣は、当該年次報告書の写しを、各議院に提出するものとする。
- (3) 制度においては、下記に関する規定も盛り込まれるものとする。

- (a) 国務大臣が適切と判断する人物（1名または複数）が、下記事項を行うこと
 - (i) 適切な会計文書及び会計に関する適切な記録を保持すること
 - (ii) 国務大臣の指示する書式にしたがい、各会計年度ごとの決算報告書を作成すること
- (b) 国務大臣の指示する時期に、国務大臣に対し当該決算報告書を提出すること
- (4) 上記の決算報告書の提出を受けた後、国務大臣は合理的に可能な限りすみやかに、その写しを会計検査役及び会計検査院長官（Comptroller and Auditor General）に提出すべきものとする。
- (5) 会計検査役及び会計検査院長官は、下記事項を行うものとする。
 - (a) 本節（4）項にもとづき提出を受けた決算報告書の審査、承認及び報告を行うこと、及び、
 - (b) 上記の決算報告書及び報告の写しを各議院に提出すること
- (6) 本節において、「会計年度」とは、本節の発効日から翌年3月31日までの期間、及びこれに続く連続した12ヶ月間を意味するものとする。

7 給付の不可侵性

- (1) 給付の譲渡（assignment）（スコットランドについては assignment）または差引、もしくは給付の譲渡または差引に関する取り決めは一切無効とされるものとする。
- (2) 給付対象者が破産した場合（スコットランドの場合には当該人物の財産の仮差押が発生した場合）、当該給付はその受託者またはその債権者の代理人たる他の人物に対し譲渡されないものとする。

8 年金

1988年所得税及び法人税に関する法律（Income and Corporation Taxes Act 1988 [1988 c. 1.]）の第329節B項の後に、下記文言が記載されるものとする。

第329項C 年金：犯罪被害

- (1) 本節においては、下記規定にしたがうものとする。
 - (a) 「適格給付」とは、下記事項につき規定される条件にもとづき、ある人物（「A」）に対し、犯罪被害補償制度の下で支給される補償給付を意味するものとする。
 - (i) 制度の規定にもとづきAを被保険者として加入され、Aまたはその代理人によって受領される1件または複数の年金にもとづく支給
 - (ii) 制度の規定にもとづき購入され、Aを受益者として設定された適格信託の受託者に対しその受領及び保持が信託される1件または複数の年金にもとづく支給
 - (b) 「適格信託」とは、Aが死亡するまでの間、Aを単独受給者とする信託を意味するものとする。
- (2) 下記のいずれかに該当し金員を受領した場合には、下記規定のとおり解釈されるものとする。
 - (a) 適格給付にもとづき、当人を受給者として加入された年金における年金受給者
 - (b) 適格給付にもとづき、上記の年金受給者を受給者として加入された年金における、年金受給者の代理人、または、
 - (c) 適格給付にもとづき、Aを受益者とする信託の受託者
適格給付にもとづき購入された年金の条件にしたがい金員が給付される場合には、当該金員は受給者またはAの所得として所得税の対象とはみなされず、同様に第349(1)項規定の差引を受けずに給付されるべきものとする。
- (3) 本項において、「犯罪被害補償制度」とは、下記を意味するものとする。
 - (a) 1995年犯罪被害補償法にもとづく取り決めにより確立された制度、または、
 - (b) 制度の開始以前に、国務大臣により犯罪被害に対する補償を目的として確立され、常時運用されてきた取り決め

9 金銭に関する規定

- (1) 本法にもとづき国務大臣の任命を受けた請求担当官及び他の職員（仲裁者を除く）に対し、国務大臣が適切と判断する場合には、報酬、手当または謝礼を支払うことができるものとする。
- (2) 国務大臣が適切と判断する場合には、仲裁者に対し報酬、年金、手当または謝礼の支払いを行うこと、またはその支

払いにかかる費用を負担することができるものとする。

- (3) 国務大臣が適切と判断する場合には、第5節(7)項にもとづき解任され失職した仲裁者に対し、補償の形で支払いを行うことができるものとする。
- (4) 制度にもとづく補償の給付に必要な金員は、議会の財源を用いて国務大臣により支給されるものとする。
- (5) 制度管理者が任命され、国務大臣が適切と判断する場合には、制度にもとづく制度管理者の任務の遂行に対し、対価を支払うことができるものとする。
- (6) 本法にもとづき国務大臣が負担すべき一切の費用は、議会の財源を用いて賄われるものとする。
- (7) 制度の定める規定にもとづき国務大臣が受領した第3節(1)(c)項規定の一切の金員は、国務大臣により整理公債基金(Consolidated Fund)へ納付されるものとする。

10 議会オンブズマンの管轄権

- (1) 1967年議会管理官法(Parliamentary Commissioner Act 1967 [1967 c. 13.])の第11A節の後に、下記文言が記載されるものとする。

第11項B 犯罪被害補償制度

- (1) 本法にもとづき、犯罪被害補償制度の下で管理者が行使すべき管理機能(「制度機能」)とは、本法の適用を受ける政府部門の管理機能と解釈されるものとする。
 - (2) 本項にもとづき、下記人物を制度にもとづく管理者と指定すべきものとする。
 - (a) 1995年犯罪被害補償法の第3節(4)(b)項にもとづく任命を受けた請求担当官
 - (b) 本法の第5節(3)(c)項にもとづく任命を受けた人物
 - (c) 本法の第1節(4)項にて定義される制度管理者、及び当該制度管理者の任命により制度に関する機能を行使する人物
 - (3) 制度機能に関し遂行された行為に対する不服申し立てにおける主席担当官とは、下記の人物を意味するものとする。
 - (a) 請求担当官が遂行した行為については、本段にもとづき国務大臣により随時任命される人物
 - (b) 1995年犯罪被害補償法の第5節(3)(c)項にもとづく任命を受けた人物が遂行した行為については、本法の第5節(3)(b)項にもとづき国務大臣により任命される議長、または、
 - (c) 本節(2)(c)項に規定される制度管理者、または他の人物が遂行した行為については、制度管理者
 - (4) 制度機能に関し遂行された行為に対する本法にもとづく調査行為は、下記事項を妨げないものとする。
 - (a) 遂行された行為、または、
 - (b) 調査対象となる事案に関する追加の行為を遂行する権限または義務
- (2) 1967年法の添付資料3(非調査対象事案)の段落6Bの後に、下記文言が記載されるものとする。

「6C 1995年犯罪被害補償法の第5節(3)(c)項にもとづく任命を受けた人物が遂行した行為のうち、控訴事案の処理を目的とし(明示あるいは黙示の如何を問わず)本法の第5節にもとづき任命された仲裁者の立場にある人物の指示、または権限にもとづき遂行された行為である場合
- (3) 本節にもとづく改定は、本法における下記の規定を妨げないものとする。
 - (a) 第3節(5)(b)項
 - (b) 第3節(7)(b)項
 - (c) 第5節(4)(b)項

11 議会統治

- (1) 制度の確立に先立ち、国務大臣は議会に草案を提出すべきものとする。
- (2) 各議院の決議をもって上記草案が承認された場合を除き、国務大臣が制度を確立することはできないものとする。
- (3) 下記事項に関連し、料金表または制度に定める規定を変更する場合には、国務大臣は事前に議会に対し、変更対象となる規定に関する草案を提出すべきものとする。
 - (a) 第2節(2)項に規定される追加額
 - (b) 犯罪被害に関連し補償給付の対象となるべき状況のうち、料金表に規定がないもの
 - (c) 複数の被害に関する補償の算定

- (d) 強姦により妊娠した子供を対象とする補償
- (e) 給付の取り消し、または補償額の減額が発生する可能性のある状況
- (f) 第2節(7)(a)項にもとづく規定により課される補償の限度額
- (4) 下記事項に関連し、制度に定める規定を変更する場合には、国務大臣は事前に議会に対し、変更対象となる規定に関する草案を提出すべきものとする。
 - (a) 控訴権の付与、または、
 - (b) 聞き取り調査によって控訴事案が処理される状況の特定
- (5) 本節第(3)項または(4)項にもとづき、国務大臣が議会に対し草案を提出すべき場合には、各議院の決議をもって上記草案が承認された場合を除き、国務大臣が当該草案を実行することはできないものとする。
- (6) 制度に定める他の規定が変更された場合には、国務大臣は議会に対し、当該変更規定につき記載した文書を提出すべきものとする。
- (7) 本節(6)項にもとづき各議院に提出された文書が、その提出後40日以内に各議院において否決された場合には、国務長官は下記事項を行うものとする。
 - (a) 国務大臣が状況に応じて必要と判断する形式にしたがい、制度を変更すること、及び、
 - (b) 決議採択後40日以内に、議会に対し上記変更につき記載した文書を提出すること
- (8) 本節(7)項規定の40日の期間を算定する際には、議会の解散、延長または両院の休会が4日以上続いた場合、これを除外すべきものとする。

12 1988年法にもとづく制度及び暫定的規定の破棄

- (1) 1988年刑事裁判法(Criminal Justice Act 1988 [1988 c. 33.])の第108~117節、及び同添付資料6及び7(犯罪被害補償制度)は、無効とされるものとする。
- (2) 本法の可決直前まで運用されていた犯罪被害に関する補償の取り決め(「現行取り決め」)については、制度の施行日(「発効日」)まで有効に存続すべきものとする。
- (3) 発効日に先立ち、国務大臣は適切と判断する方法にしたがい、現行取り決めにつき随時変更を加えることができるものとする。
- (4) 現行取り決めは、発効日をもって失効すべきものとする。
- (5) 制度施行による現行取り決めの失効に伴い、国務大臣は適切と判断する方法にしたがい、暫定的規定(「暫定取り決め」)を盛り込むことができるものとする。
- (6) 暫定取り決めは、とりわけ他の補償額算定事案と区別され、暫定取り決めに適用したうえで補償額の算定が行われるべき事案に関し、その根拠を定めるものである。
- (7) 添付資料に記載される破棄内容は有効なものとする。

13 略称及び範囲

- (1) 本法は、1995年犯罪被害補償法と称されるものとする。
- (2) 本法は、北アイルランドにおいては適用されないものとする。

第12章(7)

破棄内容

章	略称	破棄された箇所
1988 c. 33.	1988年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1988)	第108~117章
		第171章(2)項の「other than」の文言から文末まで、及び(3)(4)項
		第172章(2)項の「sections 108 to 115 and 117」の文言から(4)項の「section 116」の文言まで
		添付資料6及び7
1992 c. 53.	1992年裁判所及び審理に関する法律 (Tribunals and Inquiries Act 1992)	添付資料2の段落1